



# 建設業における仮設機材に起因する

## 傷害災害発生状況（10）～移動式足場（ローリングタワー）～

一般社団法人 仮設工業会 事務局

### ■ はじめに

本会の会報の平成25年10月号から下記のとおり建設業における仮設機材に起因する死傷災害事例を掲載しています。

- (1) 平成25年10月号 [災害の概要]
- (2) 平成26年1月号 [平成22年の機材センターの事例]
- (3) 平成26年2月号 [平成22年の脚立の事例]
- (4) 平成26年3月号 [平成22年の梯子の事例]
- (5) 平成26年4月号 [平成22年のつり足場の事例]
- (6) 平成26年5月号 [平成22年の移動式足場の事例]
- (7) 平成26年7月号 [平成24年の仮設機材の死亡災害事例]
- (8) 平成26年10月号 [平成23年の機材センターの事例]
- (9) 平成26年12月号 [平成23年の枠組足場の事例]

今回は、移動式足場の事故に関し、厚生労働省のデータベースから、移動式足場に関係すると考えられる事例について紹介します。なお、厚生労働省のデータベースは、休業4日以上のものについて災害発生時毎に全事例のうち、およそ1/4を無作為に抽出したものになっています。災害発生事例を参考にして、建設現場の災害防止や教育等にご活用ください。

### ■ 移動式足場に関係すると考えられる事例

今回は、平成23年に発生した移動式足場に関する傷害災害を仮設工業会事務局において取りまとめたものです。

No.	傷害災害発生状況（平成23年）
1	A郡にあるA社A支店、布団工場内に於いて、照明器具取替作業中、ローリングタワー1段（移動式足場）の上に3段の脚立（高さ約1m）を乗せ、脚立に跨り照明器具を取り替えていた際、照明の真下に機械が設置していた為ローリングタワーを照明から少しずらして作業を行ない、照明器具の保護カバーを取り付けようと脚立から体を乗り出した時、体のバランスを崩し、脚立から約2m下の機械に落下した際、右胸を打ち右肋骨を骨折負傷し、更に肋骨が右肺に刺さり、肺を挫傷負傷した。
2	A店において2段のローリングタワーの上で店内照明器具LED化工事をしていた。次の取替え場所に移動しようと安全帯をはずしローリングタワーから降りようとしたところ、ローリングタワーのキャスター（固定していた）が作業場内にあった自動車のリフト機の溝にはまり、ローリングタワーが倒れた。とっさに飛び降りたが左大腿骨頸部内側を骨折、左足第5中足骨脱臼、左膝蓋骨を打撲した。

3	ローリングタワー(高さ2.1m)上の作業板中央付近に、約6mに伸ばした二連梯子(幅0.4m)を設置し(梯子足元を補助者が保定)、被災者はこれに登り旅客ビル正面の窓ガラス(高さ8.5m付近)を清掃していた。ガラス左方の清掃を行うため一旦梯子から降り、ローリングタワー作業板の左後方へ梯子を移動させ再びこれを登り作業を行ったところ、ローリングタワーが後方へ転倒し、地上へ転落、地面に体を打ちつけ負傷した。
4	ローリングタワーにて外灯の球替作業後、ローリングタワーを保管場所へ運搬していた際、通用口前の床面段差をかわすため、ローリングタワー左前下部ポールを持ち上げたところ、伸縮部に手を挟まれ、右手のひらを裂傷した。
5	被災者は朝礼後、作業所新規入場時教育を受け、KYMを実施した後、同僚1名と共に倉庫天井内電気配線作業を開始した。午後より、作業場所を屋外軒天内に移動し、電気配線作業を再開した。墨出し後、ローリングタワーの一段目に仮置きした電線、ダクター等を軒天下部の棚足場へ移動させるため、被災者はローリングタワーを昇降設備として使用し、昇っていた際、1段目から約1.8m下のコンクリート床面に墜落転倒した。
6	A駅新幹線上りホームで、ローリングタワー上部に乗り電気設備の点検清掃作業を行っていた。ローリングタワーを移動させ、停止寸前にローリングタワーが傾き始め、上部から線路内に転倒し、上部にいた本人が線路内に墜落し骨折した。
7	ローリングタワー作業中、身を乗り出して外部側鉄骨にバーを取り付けようとした際に、ローリングタワーのキャストにロックが掛かっていなかったため、ローリングタワーが後方に動いてしまい転落した。
8	A工場で屋根裏塗装に伴う屋根折板の裏打ち材を移動式足場で2段(3m)を使用して除去作業中、新たな場所へ移動しようと足場から降りようとして足を滑らせ、右手右足などを負傷。
9	高さ約2mの移動式足場組立作業中、上段(約2m)から足場板(鋼製板4m)を敷いていたところ、板が滑り転落した。

## ■ 移動式足場に関連して発生した災害事例について言えること。

上記の事例から考察できるポイントとして、下記のようなことが挙げられる。

なお、「 」書きの部分は、本会発行の「墜落防止設備等に関する技術基準」の「第5節 移動式足場」の基準から引用したものである。

- (1) 移動式足場の上に移動はしごや脚立を使用した災害が発生しているが、「移動式足場の上では、移動はしご、脚立等を使用しないこと。」
- (2) 移動式足場に労働者を乗せて移動したと考えられる災害が発生しているが、「移動式足場に労働者を乗せて移動してはならないこと。」
- (3) 移動式足場の脚輪のストッパーをかけ忘れ、移動式足場が転倒した災害が発生しているが、「脚輪のブレーキは、移動中を除き、常に作動させておくこと。」
- (4) 移動式足場の昇降の際に墜落した災害が発生していること。